

「市政学習おとどけ講座・和光市民大学を充実させるためには？」

【事務局説明】

◎本協議を行うにあたり、改めて生涯学習と社会教育について確認をしたいと思います。

教育基本法第3条には、「国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習ができることができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図らなければならない。」と生涯学習の理念が規定されています。(資料1)

「生涯学習」という言葉は、一般には、人々が生涯に行うあらゆる学習、すなわち、学校教育、社会教育、文化活動、スポーツ活動、レクリエーション活動、ボランティア活動、企業内教育、趣味など様々な場や機会において行う学習の意味で用いられます。また、生涯学習社会を目指そうという考え方・理念自体を表していることもあります。(平成18年度版 文部科学省白書 第2部第1章 「生涯学習の意義」より)

一方、社会教育は、社会教育法第2条に「主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動(体育及びレクリエーション活動を含む)」と定義されています。社会教育は、教育活動と定義されておりますので、意図的、計画的、組織的なものでなければならず、趣味などとは分離して考える必要があります。教育には、指導する者と指導される者が時間や空間を一にすることも重要なこととなります。

生涯学習と社会教育は混同されがちな概念ではありますが、「生涯学習は学ぶ者(市民側)に着目した概念であり、学ぼうという意識や意欲を市民一人一人にもってもらうことが大切になります。」であり、社会教育は、「その学ぼうという意識や意欲を『教育』によって支える行為。」として捉えることとしたいと思います。

委員のみなさまには(資料1)にもありますように、社会教育に関し、行政と市民との橋渡しの役割としてご意見をいただくことをお願いしております。

具体的に申し上げますと、

学ぶ者の立場に立っていただき

- (1) 市民の方々の「学ぼう」という意識や意欲を高める施策を考える。

という視点と、

学ぼうという意識や意欲を『教育』によって支える側として

- (2) 「学ぶ」ことに対して意識や意欲のある方を支えるために、行政・市民団体等ができることを考え、実践する。

という視点からご意見をいただきたいと考えております。

現在、和光市では、令和３年度から実施する第５次総合振興計画の策定を進めております。これまでの、事業の成果と課題を踏まえ、生涯学習課では、（資料６－３）のとおり、課題解決に向けた取組内容（案）を策定しております。

本日は、生涯学習課事業についてご紹介し、委員のみなさまからご意見をいただきます。事業へのご理解を深めていただくことと共にみなさまのご意見を令和２年度事業に活かしてまいりたいと考えております。

委員のみなさまには、「学ぶ者」の立場に立っていただき、ご意見をいただきたいと考えております。

【協議について】

テーマ 「市政学習おとどけ講座・和光市民大学を充実させるためには？」

(1) 「わこう市政学習お届け講座」・「和光市民大学」について報告

(2) 質疑応答

- ① 「わこう市政学習お届け講座」
- ② 「和光市民大学」

(3) 意見交換